

寒川町会計年度任用職員の給与の決定及び支給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月26日

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町規則第43号

寒川町会計年度任用職員の給与の決定及び支給等に関する規則の一部を改正する規則

寒川町会計年度任用職員の給与の決定及び支給等に関する規則（令和2年寒川町規則第4号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「及び別表第2」を「、別表第2及び別表第3」に改める。

第23条第2項中「別表第3」を「別表第4」に改める。

別表第3を別表第4とし、別表第2の次に次の1表を加える。

別表第3 職種別基準表（第4条関係）

職種	基礎号給		上限	
	職務の級	号給	職務の級	号給
外国人指導者	1	14	1	47
外国人指導者（1年以上の実務経験を有するもの）	1	16	1	47
外国人指導者（2年以上の実務経験を有するもの）	1	18	1	47
外国人指導者（3年以上の実務経験を有するもの）	1	20	1	47
外国人指導者（4年以上の実務経験を有するもの）	1	22	1	47
外国人指導者（5年以上の実務経験を有するもの）	1	24	1	47

特例補充教員	1	1	1	38
特例補充教員（1年以上の実務経験を有するもの）	1	5	1	38
特例補充教員（2年以上の実務経験を有するもの）	1	9	1	38
特例補充教員（3年以上の実務経験を有するもの）	1	13	1	38
特例補充教員（4年以上の実務経験を有するもの）	1	17	1	38
特例補充教員（5年以上の実務経験を有するもの）	1	21	1	38
特例補充教員（6年以上の実務経験を有するもの）	1	25	1	38
特例補充教員（7年以上の実務経験を有するもの）	1	29	1	38
特例補充教員（8年以上の実務経験を有するもの）	1	33	1	38
特例補充教員（9年以上の実務経験を有するもの）	1	37	1	38
特例補充教員（10年以上の実務経験を有するもの）	1	38	1	38

備考 この表において、「実務経験」とは、当該フルタイム会計年度任用職員の職務と同種の職務に在職した年数であって、経験年数以外のものをいう。

附 則

この規則は、令和8年1月1日から施行する。